

# 上峰町老人福祉センターの設置及び運営に関する規程

## (目的)

第1条 上峰町老人福祉センターおたっしや館（以下「おたっしや館」という。）は地域福祉の発展及び、町民の健康維持と町民相互の交流を図るとともに、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、町民に健康で明るい生活を営ませることを目的とする。

## (名称及び位置)

第2条 名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 上峰町老人福祉センター「おたっしや館」

位置 佐賀県三養基郡上峰町大字前牟田 107 番地 2

## (職員)

第3条 おたっしや館には管理運営上必要な職員を置く。ただし、運営に支障がない場合には社会福祉協議会の職員との兼務は差支えないものとする。

## (休館日)

第4条 おたっしや館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 12月29日から翌年の1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、会長の承認をもって休館日と定める事ができる。

## (開館時間)

第5条 おたっしや館の開館時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 規定にかかわらず、特に必要があると認められるときは、会長の承認を受けて開館時間を変更することができる。

## (使用許可の申請)

第6条 おたっしや館の使用許可を受けようとする者は、使用開始の5営業日前までに施設使用許可（変更）申請書（様式第一号）を会長に提出しなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。

2 各部屋を独占して使用しない者にあつては、入館券の購入をもって許可申請があつたものとみなす。

## (使用許可)

第7条 会長は、第6条の申請をもって、施設の使用を許可するものとする。

## (使用の禁止)

第8条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、おたっしや館の使用を許可しない。

(1) 館内において飲酒や喫煙を行ったとき

(2) 公の秩序若しくは風紀を乱し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあるとき

(3) 施設を破損若しくは滅失のおそれがあると認められるとき

(4) 上峰町暴力団排除条例の主旨に反すると認められるとき

(5) 特定の政党の利害に関して利用し、又は公私の選挙に関して特定の候補者を支持し、若しくは反対するための利用

(6) 感染予防対策に関する協力に応じないとき

(7) 営利につながる活動としての使用

(8) 窓ガラス等にポスター・ビラなどを貼付する行為や看板の設置及びこれらに類似する行為

(9) ペットその他動物の持ち込み、飼育等

- (10) 違法もしくは公序良俗に反する勧誘・販売活動
- (11) 鉄砲・刀剣類・爆発性や発火性を有する危険な物品の持ち込みや、有毒物の製造・保管をする行為
- (12) 覚醒剤・麻薬・危険ドラッグ（薬事法第2条第14項に規定する指定薬物）等、興奮や幻覚・陶酔等の作用を人の精神に及ぼす恐れがある物を持ち込み販売使用所持
- (13) 反社会的勢力の活動目的としての使用及び第三者をして反社会的勢力につながる活動
- (14) 粗野・粗暴等の行為をなして、近隣者及び周囲に不安感や不快感などの迷惑行為
- (15) 騒音や悪臭の発生や環境および共同生活の秩序・平穏等を阻害する行為
- (16) 暴行・傷害・脅迫・恐喝器物損壊・監禁等の犯罪行為、もしくはその他警察当局の介入を生じさせる行為等、著しく信用を失墜させる行為
- (17) 公序良俗に反する行為・損害を与える行為・管理に支障を及ぼす行為・近隣への迷惑となる行為及び館内規則等で禁止されている行為
- (18) 上峰町社会福祉協議会に関係する団体や個人以外の者
- (19) その他施設の管理運営上支障があると認められるとき

（使用の取り消し等）

第9条 会長は、次の各号の一に該当するときは、使用の許可を取り消し・制限をすることができる。

- (1) この規程に違反したとき
  - (2) 使用の許可に付した条件に違反したとき
  - (3) 職員の指示に従わなかったとき
- 2 前項の規定により許可の取り消し又は停止された時は、直ちに施設・設備・器具類を現状に回復しなければならない。
- 3 第1項によって使用者に損害があっても、会長は責任を負わない。

（使用権の譲渡等の禁止）

第10条 使用者は、使用する権利を譲渡・転貸することができない。

（使用料）

第11条 おたっしや館の使用について許可を受けた者は、別表に定める使用料を支払うものとする。

（使用料の還付）

第12条 第11条の規定によりすでに納入された使用料は、還付しない。ただし、会長が特別な事由があると認め、次の各号に該当するときは、使用料を還付するものとする。

- (1) 天災地変等、使用者の責めに帰し得ない理由により、使用できなくなったとき
- (2) 使用者が使用の3日前までに使用を取り消し、又は使用できなくなったとき
- (3) 会長が認めたとき

（使用料の減免）

第13条 第11条の規定による使用料の減免は、次の各号によるものとする。

- (1) 町行政上の会議や集会、又は事業のため使用するとき
- (2) 官公署及び公益法人がその目的のため使用するとき
- (3) 上峰町社会福祉協議会に属する団体が使用するとき
- (4) その他、会長が適当と認めたとき

（損害賠償）

第14条 使用者が、施設の設備を破損・滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(使用者の遵守事項)

第 15 条 使用者は次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用人員は、許可された人員を超えないこと
- (2) 許可なく壁や柱等に張り紙や釘打ち等をしないこと
- (3) 許可を受けたもの以外の器具を使用しないこと
- (4) 所定の場所以外に出入りしないこと
- (5) 施設の性格上、喫煙所以外での喫煙をしないこと
- (6) 環境美化のため施設使用後は、整理整頓及びゴミの持ち帰りを行うこと
- (7) 食事等の持込みは行わないこと
- (8) その他職員の指示に従うこと

(委任)

第 16 条 この規程に定めるもののほか、施設の管理運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、令和 5 年 7 月 7 日から施行する。

別表（第 11 条関係）

1 おたっしや館使用料

利用者区分	町内使用料	町外使用料	回数券（町内のみ）
大人 （65 歳未満～13 歳）	300 円	400 円	11 枚 3,000 円
65 歳以上・障がい者	200 円	300 円	11 枚 2,000 円
子供 （12 歳～6 歳）	100 円	200 円	11 枚 1,000 円

2 部屋使用料

部屋の種類	使用料
浮立の間（8 畳）	1 時間につき 1,000 円
鎮西の間（10 畳）	1 時間につき 1,000 円
会議室	1 時間につき 2,000 円
大広間西側（36 畳）	1 時間につき 3,000 円
大広間東側（36 畳）	1 時間につき 3,000 円

※使用の 5 営業日前までに施設使用許可（変更）申請書（様式第 1 号）を会長に提出し許可を得るものとするが、部屋以外の別のスペース（トレーニング機器等）を使用する場合は、施設使用料が発生することとする。

様式第1号

## 施設使用許可（変更）申請書

社会福祉法人 上峰町社会福祉協議会  
会 長 武 廣 勇 平 様

使用者住所

団体名（個人名）

㊞

連絡先

1.使用日時 令和 年 月 日 時 分～ 時 分

2.使用場所

3.使用人員

4.用 途

5.備 考

### 【使用者遵守事項】

- 利用人員は許可された人員を超えないこと
- 許可なく壁や柱等に張り紙や釘打ち等をしないこと
- 許可を受けたもの以外の器具を使用しないこと
- 所定の場所以外に出入りしないこと
- 施設の性格上、喫煙所以外での喫煙をしないこと
- 環境美化のため施設使用後は、整理整頓及びゴミの持ち帰りを行うこと
- 食事等の持込みは行わないこと
- その他職員の指示に従うこと